

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「全従業員の物心両面の幸せを追求すると同時に人と地域社会の進歩発展に貢献する」という経営理念に基づいて、株主・投資家の皆様に限定せず、当社を取り巻く全てのステークホルダーのために、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。そのためには、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、適切かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図り、コーポレート・ガバナンス体制の構築を図ってまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

[補充原則 1-2④ 株主総会における権利行使及び招集通知の英訳]

当社は、株主構成における機関投資家及び外国人株主の比率等を考慮し、現時点で議決権行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っておりません。今後、株主構成の変化等を勘案しながら、導入を検討してまいります。

[補充原則 2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保]

当社は、事業の特質性や成長性などを鑑み、測定可能な目標設定は行っておりません。中長期的な企業価値向上のために、性別・国籍・信条・社会的身分・採用ルート等に関わらず、優秀と考える人材の管理職登用を行っております。現時点では、取締役兼務を除く管理職12名中、女性は4名(33.3%)となっております。また、外部より管理職として3名の登用を行っております。今後も中長期的な企業価値の向上と持続的な成長に必要な多様性確保のための人材育成及び職場環境の整備について、継続的に取り組んでまいります。

[補充原則 3-1③ サステナビリティについての取組み等]

当社は、中長期的な企業価値向上に向け、サステナビリティについての取組みに関しては、当社の経営理念のもと、その事業そのものを通じてサステナビリティに取り組んでいると考えておりホームページに開示しております。

また、当社の事業の特質性から人的資本への投資の重要性を認識しております。持続的成長を目的に経営戦略において、積極的に社会問題に対しての取組を行ってまいります。

[補充原則4-2② サステナビリティを巡る取組みに関する方針の策定・監督]

当社は、サステナビリティをめぐる課題対応を経営戦略の重要な要素と認識しております。サステナビリティの取組みについては、環境に関する要素に加え、人的資本や知的財産への投資等の社会に関する要素も踏まえて、基本的な方針を策定し開示することを検討してまいります。

[補充原則4-10① 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言]

当社は、監査役会設置会社で、独立社外取締役が取締役5名の内、2名と過半数に達しておらず独立した指名報酬委員会等は設置していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会で意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。取締役会の個々の報酬の決定については、株主総会議決で承認を得た報酬限度額の範囲内において、職務内容及び当社の状況等を勘案したうえで取締役会において協議のうえ、決定しております。

[補充原則 4-11① 取締役会・監査役会の実効性確保]

当社の取締役会は、取締役5名の内、独立社外取締役は2名であります。迅速な意思決定と取締役のスキルを勘案し、バランス・多様性をともに満たした構成であると考えております。

取締役の選任に関する方針・手続きにつきましては、本報告書「I-1. 基本的な考え方原則3-1情報開示の充実(iv)」に記載しております。

スキル・マトリックスについては、今後作成し開示することも検討いたしますが、現在の人数から招集通知及び有価証券報告書に記載している役職、経歴、選任理由により各取締役の役割、経験等は理解できるものと考えております。

[補充原則 4-11③ 取締役会全体の実効性に関する分析・評価の結果の概要]

当社の取締役会の運営状況については、知識・経験・能力を十分備えた取締役より構成されており、実効性が確保されていると判断しております。今後は社外役員との意見交換も踏まえながら改善を図ることとしておりますが、その実効性に関する分析・評価および結果の開示のあり方についても検討を行ってまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

[原則 1-4 政策保有株式]

当社は、政策保有株式としての上場株式を保有しないことを基本方針としており、今後保有する予定もありません。今後、政策的株式を保有する場合には、関係強化によって得られる利益と投資額等を総合的に勘案して当社の企業価値の向上に資するかどうかの観点から投資の可否を取締役会にて十分に審議したうえで実施する方針であります。

[原則 1-7 関連当事者間の取引「関連当事者間取引に係る手続きの枠組み」]

当社は、関連当事者取引管理規程を制定し、取引の事前把握に努めるとともに、取締役会において取引の合理性や公正性を判定・承認するという方法により適正な手続きを確保しております。また、当社の役員に対し、一年に一度、関連当事者取引の有無を確認するアンケート調査を実

施し、事後的な確認を行っております。

関連当事者取引を行う場合は、取引の必要性、代替可能性、取引価格の妥当性等を検討し、当社及び一般株主の利益を害することがないことを確認のうえ、取締役会により取引実施の判断を行います。

実行した取引については、四半期に1回は取締役会でその妥当性を再検討し、承認を得ることとしております。

[補充原則 2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保]

本報告書「I-1. 基本的な考え方 [コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]」をご参照ください。

[原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、企業年金制度を設けておりません。

[原則 3-1 情報開示の充実]

(i) 会社の目指すところ (経営理念等) や経営戦略、経営計画

当社は、当社ウェブサイトや本報告書を通じ、企業理念や経営計画などの様々な情報を公表しております。

<https://www.nipponinsure.jp/company/greeting/>

経営戦略は有価証券報告書、経営計画はIR資料で開示する予定です。

(ii) 本コード (原案) のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「I-1. 基本的な考え方」に記載しております。また、ホームページにおいても開示予定です。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「II-1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役及び監査役候補者の指名については、候補者の業務実績、知見、能力等を総合的に勘案のうえ、取締役会の事前承認を得て決定することとしております。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得ております。

当社の取締役あるいは監査役として求められる能力、資質、価値観に疑義が認められる場合などは、解任すべき理由を明らかにした上で取締役会の事前承認を得て決定することとしております。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社の取締役候補者及び監査役候補者の選任の理由については、株主総会招集通知に個々の選任理由を記載することとしております。

[補充原則 4-1① 経営陣に対する委任の範囲経営陣への委任範囲の明確化]

当社は、取締役会の決議事項については、法令および定款で定められているもののほか、取締役会規程及び職務権限規程に付議すべき事項を規定しており、経営の基本方針に関する事項や中長期の経営計画の策定等、経営上の重要な事項からなっております。

[原則 4-9 社外取締役となる者の独立性判断基準及び資質]

当社は、東京証券取引所が定める「独立性判断基準」を満たしたうえで、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役を、当社の経営から独立した立場で有益な監視を行うことができるかどうかという観点により独立性を判断して候補者を選定しております。

[補充原則 4-11② 役員の兼任状況取締役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、取締役及び監査役の兼任状況につき、株主総会招集通知に開示しております。取締役の役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を当社の業務に振り向けることとしており、合理的な数の範囲内に留める方針としております。

[補充原則 4-14② 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

当社では、取締役・監査役・執行役員を対象として、年1回上場会社の経営陣・監査役として期待される職責を向上させる目的で、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレート・ガバナンス、および外部セミナーへの参加及び外部教育機関の活用を行っております。

[原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、株主との建設的な対話を促進するために、次のとおり、体制を整備し、株主との対話に関する取組みを行っています。

(i) 当社は、株主との対話に関しては、代表取締役及び取締役管理事業部長がIR担当責任者として適切に対応いたします。

(ii) 株主との対話を実施するに際しては、IR担当部署として財務・経理課を中心に、IRの内容に応じて必要な情報を適切な関係部署と連携し、株主との対話の充実に向けて積極的なIR活動に取り組んでおります。

(iii) 株主との対話については、株主総会や決算説明会の他、補足資料等の開示及び必要に応じて機関投資家・アナリスト等の取材に対して積極的に推進することにより行っております。

また、ホームページ等に随時掲載を行い、迅速かつ分かりやすい情報開示を行うよう努めております。

(iv) 対話において把握された株主の意見・懸念を取締役管理事業部長から取締役会に向けて、定期的に報告しております。

(v) 株主や投資家との対話の際は、関連法規や社内内部情報管理規程を遵守し、インサイダー情報の管理徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
三好 修	620,000	31.00
三好 京子	350,000	17.50
株式会社Mサポート	300,000	15.00
株式会社サンコー管理	300,000	15.00
矢野 泉	100,000	5.00

支配株主 (親会社を除く) の有無	三好修及び三好京子
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社Mサポート及び株式会社サンコー管理は、当社主要株主である三好修が代表取締役役に就任している会社であり、三好修の二親等以内の親族が議決権の過半数を保有しております。三好修は、株式会社Mサポート、株式会社サンコー管理及び三好京子を含む二親等以内の親族との保有株式数を含めると当社の議決権の過半数を保有することとなるため、支配株主として記載しております。
※三好京子は、三好修の配偶者であり支配株主に該当するため記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	9 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との主な取引としては三好修が代表取締役である㈱三好不動産との取引であり、㈱三好不動産を通じて顧客と個別保証契約を行い、その見返りとして事務手数料を支払う取引であります。支配株主との間での取引については、新規または変更の都度、その取引内容の合理性及び取引条件の妥当性を一般の取引条件と同様の適切な条件であるか、取締役会において、審議・承認を行うことにしており、少数株主の利益に反することのないよう配慮しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
兼田 康文	公認会計士											
北原 正	その他								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
兼田 康文	○	当社と同氏の間には人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。また一般株主と利益相反が生じるおそれのない役員であり、独立役員の要件に合致する社外役員であることから選任しました。 同氏の兼職先については、当社との取引関係はなく、独立性に影響はありません。	同氏は、公認会計士及び税理士資格を持ち、会計・税務・コーポレート・ガバナンスにおける豊富な知識と経験を有しております。取締役会の更なる機能強化及び中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

北原 正	○	同氏が代表社員を務める社労士法人とは当社社外取締役就任以前である2021年9月まで顧問業務を委託していた実績がございます。2021年9月期における当社の営業費用(売上原価及び一般管理費)に占める支払額の割合は0.04%程度であり、当社への営業収益はありません。 現在は既に契約は終了しており、独立性への影響はないと判断しております。また、同氏の兼職先については、当社との取引関係はなく、こちらも独立性に影響はありません。	同氏は、社会保険労務士の資格を持ち、労務に関する豊富な知識と経験を有しております。当社は専門家としてその見識と経験をもとにした厳正な監査を期待して選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	5名
監査役の実数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査、内部監査、会計監査人監査のそれぞれの実効性を高め、監査全般の質的向上と連携、相互補完を図るため、監査の協力、情報提供・共有および毎四半期ごとに四半期レビュー及び監査の過程で発見された事項等を中心に定期的な三様監査を実施し、監査役、内部監査室および会計監査人とは相互に連携を図っております。また、内部統制監査において、内部監査、会計監査人監査の結果等を共有し相互に連携を図っております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中川 真紀	税理士													
橋本 道成	弁護士										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 真紀	○	当社と同氏の間には人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。また一般株主と利益相反が生じるおそれのない役員であり、独立役員の要件に合致する社外役員であることから選任しました。 同氏の兼職先については、当社との取引関係はなく、独立性に影響はありません。	同氏は、税理士資格を持ち、税務における豊富な知識と経験を有しております。当社は専門家としてその見識と経験をもとにした厳正な監査を期待して選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
橋本 道成	○	同氏が代表を務める法律事務所とは当社社外監査役就任以前である2019年11月から2020年12月までに顧問業務を委託していた実績がございます。2020年9月期、2021年9月期における当社の営業費用（売上原価及び一般管理費）に占める支払額の割合はそれぞれ0.04%、0.01%程度であり、当社への営業収益はありません。 現在は既に契約は終了しており、独立性への影響はないと判断しております。 また、同氏の兼職先については、当社との取引関係はなく、こちらも独立性に影響はありません。	同氏は、弁護士資格を持ち、企業法務における豊富な知識と経験を有しております。当社は専門家としてその見識と経験をもとにした厳正な監査を期待して選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任する際の判断基準として、具体的な基準は定めておりませんが、東京証券取引所の定める独立性判断基準等を参考に、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者とし、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

経営参画意識やモチベーションの向上及び財産形成の一助等を目的に、税制適格ストックオプションを取締役に付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。取締役報酬は総額で表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本報酬は、役員が中長期的な業績の向上を図るため、各人の役割及び職位等に応じ、当社の業績、経営環境等を総合的に考慮の上、株主総会で承認された報酬枠の範囲内でその額及び配分を、取締役については取締役会において、監査役については監査役会における協議により決定しております。

(役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針)

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

役員の報酬の総額は、株主総会の決議により定め、取締役に対する配分は、取締役会に諮り、決定いたします。

個別報酬は、月の固定金銭報酬のみとし、業界水準などの一般統計情報等を総合的に勘案して、取締役の職責、各期の業績、貢献度、在任年数等に応じた支給額を基本方針として、各役員別に以下の諸項目を勘案して、定めるものとしています。

- (1) 当社の業績
- (2) 事業計画達成状況及び達成への貢献度
- (3) 企業価値向上への功績
- (4) その他(就任時の事情等)

監査役については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲において、監査役会が、各々、監査役の報酬を審議し、決議しています。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役および社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、人事・総務課が事務局を担うとともに、株主総会や取締役会の事務局として関係部門と連携し、原則として、開催日の3日前までに取締役会の議案及び各種資料の事前配布を行い、各種問い合わせに対する回答等の適切な対応を図っております。なお、監査役の職務の補助については、必要に応じて内部監査部門、人事・総務課が適宜対応するほか、監査役より専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、株主総会を会社の最高意思決定機関として、毎事業年度終了後3ヵ月以内に定時株主総会を開催しております。

(1) 取締役会

取締役会は5名の取締役で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定するとともに、当社の経営全般に係る課題を対処し、業務の執行状況を監督する機関と位置付けております。また、迅速な意思決定が必要となる事項が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営の意思決定を行っております。

(2) 監査役会

当社は、監査役会を設置しており、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。監査役会は、原則として1ヶ月に1回開催しております。

監査役は、取締役会のほか、当社で開催されているものを含め重要な会議に出席し、取締役の職務遂行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べており、意思決定の過程や取締役の業務執行状況について確認ができる運営体制となっております。

(3) 社外取締役及び独立役員

当社は、中長期的な企業価値の向上を図り、かつ、少数株主の保護の観点から「独立性」「企業経営に関する専門知識と経験」を主な条件として社外取締役を選任しております。独立性の要件につきましては、取締役会で決議した要件を厳格に運用し、企業経営に関する専門知識と経験の要件につきましては、当社の経営環境や社会の動向を勘案し、取締役会で判断することとしております。なお、社外取締役のうち独立性要件を満たす者は、全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ることとしております。

(4) リスク・コンプライアンス推進委員会

当社は、コンプライアンス違反が懸念される事象に適切に対応するとともに、当社のコンプライアンスの推進に資することを目的として、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置しております。構成員は、委員長は代表取締役とし主に取締役により構成されています。監査役は、リスク・コンプライアンス推進委員会に出席し意見を述べるができることとしております。推進委員会は四半期に一度以上定期開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。コンプライアンス違反が懸念される事象について審議を行い、取締役会に報告又は提言を行っております。また、提言に基づく是正措置により、全社的なコンプライアンス体制の整備に取り組んでおります。

(5) 内部監査

内部監査については、内部監査室担当者1名で構成されており、内部監査室が「内部監査規程」及び「内部監査実施マニュアル」に基づき、年間監査計画を作成し定期的な実施を行っております。監査結果は代表取締役に報告するとともに、被監査部門に対する具体的な指導とフォローアップを行っております。また、内容に応じて取締役会に報告され、取締役会の求めに応じて取締役会において、自ら報告を行うことも可能としています。

(6) 内部通報制度

当社は、内部通報規程により社内外に通報窓口を設け、取締役、社員(契約社員、パート社員、派遣社員等を含む)および取引先職員から、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報又は法令違反行為に該当するかを確認・相談ができる仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図る体制としております。

(7) 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切監査が実施されております。なお、当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社を選択しています。経営と執行を分離し、取締役会は、執行役員の選任を含む重要な業務執行の決定により経営全般に対する監督機能を有し、監査役会が、執行、経営に対して適法性、妥当性の監査を行うことにより、持続的な企業価値の向上を実現できると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、株主の方々の十分な議案の検討時間が確保できるように、法定発送期日前に発送するように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、他社の集中日を回避するよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家および機関投資家の利便性向上を図るため、インターネットによる議決権行使を可能にできるよう検討いたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の皆さまの利便性向上を図るため、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討いたします。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題として検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用サイトにおいてディスクロージャーポリシーを掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に対して会社説明会(決算説明会を兼ねる)を開催するほか(年4回程度)、金融機関等が主催するIRセミナー等への参加を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対して決算説明会を開催する(年4回程度)ほか、訪問、電話対応等も適宜実施する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では予定はしておりませんが、上場後の株主構成等を勘案して実施の要否を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他適時開示資料等を当社ホームページ上のIR専用サイトに掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR責任者は管理事業部長とし、IR活動に関する業務は、財務・経理課を中心として担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守とともに諸規程を適正に管理し、ステークホルダー（利害関係人）の立場を尊重し、顧客・取引先・社員・株主等を含む幅広い社会との健全で良好な関係を維持することに努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営理念のもとに、法令を遵守、倫理的行動をとることを基本原則とし、当社グループは地域に密着した企業として本業を通じた地域貢献を主軸とし、経営理念・各方針・環境活動・社会貢献活動等社会とのかかわりに関する情報についても、積極的な開示に努める旨定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「適時開示規程」を定めており、ステークホルダーに対する情報提供を適時適切に対応しております。 ステークホルダーにとって重要と判断される当社の経営戦略などの非財務情報や中期経営計画などの説明の機会を作り、IR資料や当社ウェブサイト等の様々な手段により開示予定です。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役会において以下を内部統制システムに関する基本方針として決議しています。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告等に関する情報の取扱いは、文書管理規程に基づき、人事・総務課を主管部署として、適切に保存及び管理しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の最小化を図るため、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに対し、未然防止・再発防止及び迅速な対応に努めております。また、リスクマネジメント・コンプライアンス対応規程を定め、事業リスクに対して適切な対応を取るとともに、コンプライアンスに対する意識・行動を一層強化して参ります。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定めております。また、定時取締役会を毎月1回、重要経営指標を報告する月次報告会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築しております。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を供与しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し、明文化しております。

・経営理念に基づく行動規範を定め、社内に周知徹底させるとともに、教育等を通じて意識の向上・維持を図っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、要請に応じて監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については、監査役と協議の上、決定することとしております。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮命令は監査役が行うものとし、人事異動・評価等を行う場合には、予め監査役と協議し、監査役の意見を重視することとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役に直接報告を行うものとしております。また監査役監査規程に基づき、監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役に対しての報告体制を確立しております。さらに、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利な取扱いを禁止するものとしております。

(8) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査役の求めに応じて適切に処理するものとしております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

①当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力対策規程」を整備するとともに、顧問弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとしております。

②反社会的勢力による不当な要求に対しては人事・総務を対応部署とし、社内外の関係部署と情報の収集及び情報の共有を図り対処を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、取締役および使用人が取るべき行動・態度を明確に示すために、倫理規程において「反社会的勢力との関係遮断」を明記し、取締役および従業員は反社会勢力対応規程に沿って、当社の利害関係者、取引先等は、反社会的勢力との関係を持たないこととし、新規取引先等についても取引開始前及び継続的な反社会的勢力との関わり観点から定期的な確認を行うなど、公共機関、専門調査機関から情報収集ができる体制を構築し、社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行うことを当社の基本方針としています。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力には警察等関係機関とも連携して、これに対応するため、公益財団法人福岡県暴力追放県民センターの会員となっており、定期的な連絡会への出席や問い合わせ等を通じて反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

本社ならびに各事業所に対して万が一、反社会的勢力からの接触もしくは不当要求がなされた場合は、管理事業部長を責任者とし人事・総務課が担当部署として、必要に応じて、福岡県暴力追放県民センター、管轄の警察、顧問弁護士等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとる体制をとっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

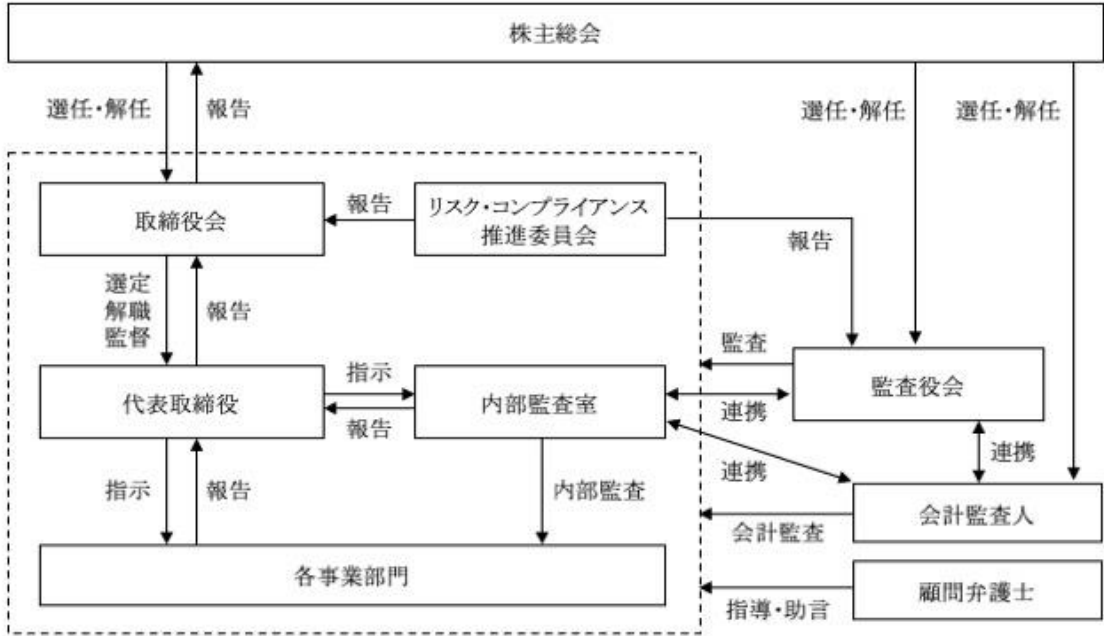
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

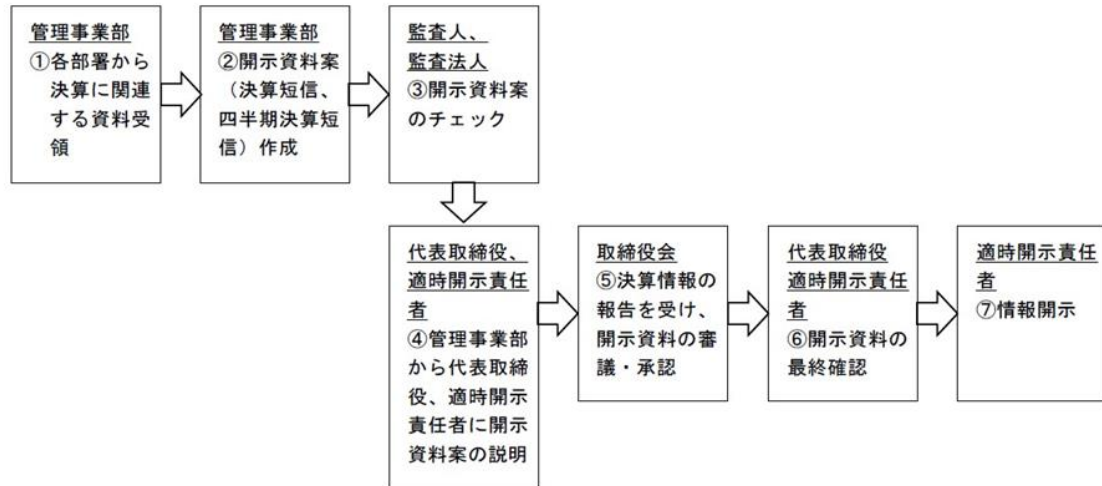
【模式図（参考資料）】



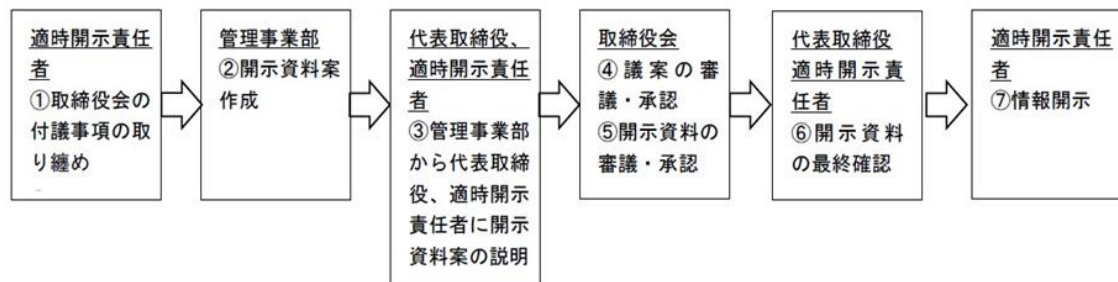
【適時開示体制の概要（模式図）】

当社グループに係る決定事実・発生事実及び決算に関する情報等

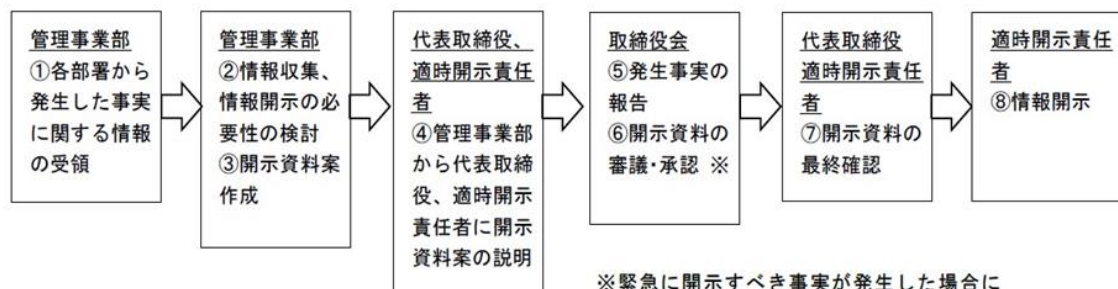
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付